

堺個審 24-1-2 号
(答申 170 号)
令和 7 年 10 月 1 日

堺市教育委員会 様

堺市個人情報保護審議会
会 長 岡 本 大 典

諮問に対する答申

令和 7 年 2 月 10 日付け堺教政 1679 号で諮問のありました下記諮問案件について、審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	開示請求に対する一部開示決定処分及び不開示決定処分を不服とする審査請求に係る審議
対象公文書	子のいじめについて、請求者と実施機関職員とのやりとり
実施機関 (処分庁)	堺市教育委員会 (教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課)
諮問実施機関 (審査庁)	堺市教育委員会 (教育委員会事務局 総務部 教育政策課)

答 申

第1 審議会の結論

令和7年2月10日付けで諮問のあった審査請求事案「子のいじめについて、請求者と実施機関職員とのやりとり」について、堺市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定及び不開示（保有していない）決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和6年7月4日、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）77条1項の規定に基づき、「子のいじめに関して請求者と実施機関職員A氏のやりとり、特に放課後ルーム調査内容」の開示請求（以下「本件請求1」という。）を行った。
- 2 実施機関は、「実施機関から請求人宛ての電子メールでの回答案」及び「運営事業者からの報告書」を対象公文書として特定し、令和6年7月18日、「運営事業者からの報告書」のうち、以下の情報を除いた部分を公開するとの一部開示決定（以下「本件処分1」という。）を行った。なお、不開示部分については、法78条2号及び7号に該当する旨を審査請求人に通知した。
 - ・開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている部分、第三者への聞き取り内容調査
 - ・公開することにより、放課後子ども支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報
- 3 審査請求人は、令和6年9月6日、法77条1項の規定に基づき、「子のいじめについて中学校入学式前にいじめ防止対策推進法28条に基づく調査を依頼し、調査結果を閲覧した件 放課後子ども支援課A氏とのやりとり（別紙）」の開示請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

なお、別紙には「A氏とのやりとりがまったくないが？」との記載と、メールの送受信日（7件分）が記載されていた。
- 4 実施機関は、令和6年9月20日、本件請求2に係る文書について、「当該文書を探索したものの、発見に至らなかったため」として不開示（保有していない）決定（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 5 審査請求人は、令和6年10月9日、本件処分1及び2を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。
- 6 実施機関は、令和7年6月18日、次の理由により本件処分2のうち一部

を取り消し、8件のメールについて全部開示決定を行った。(以下「本件処分3」という。)

理由：開示請求を受け、放課後子ども支援課が担当となったが、同課では保有していないことから、不開示決定とした。その後、第三者委員会である堺市いじめ防止等対策推進委員会へ資料提出のため、生徒指導課において保有していることが判明したため、不開示決定を取り消し、開示に変更する。

なお、8件のメールの内訳は、本件請求2の別紙に記載されていた送受信日と一致するメールが5件、その他の送受信日が3件となっている。よって、本件請求2の別紙に記載されていた送受信日(7件)のうち、2件は生徒指導課においても保有していない。

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

第4 審査請求人の主張要旨

本件処分1の開示文書が実施機関職員A氏とのやりとりの全ての文書でなかったため、具体的にどの文書か別紙にて提示し、再度開示請求したが、本件処分2で「保有していない」との理由で不開示決定となった。

子のいじめに関し、実施機関職員A氏とのやりとりが始まった。当時から、いじめの調査をお願いしていたが、解決にいたらなかった。中学校入学式前日、中学校を通じ、いじめ防止対策推進法28条に基づく調査を実施機関に依頼した。堺市の都合で、○年○月、やっと調査結果を見ることができた。

当時より、私が質問している内容に対し、回答がなかったため、意見書にて、再度回答してほしい旨明記したが、いまだに回答がなく、私としても、もう一度文書を確認すべきだと思い、文書の開示請求を行った。

ところが、私が以前にいただいていた文書が発見されず、また、以前に文書請求した時に開示されていた文書も保有されていないとのことであった。

実施機関の担当職員に問い合わせたところ、本件処分1で開示された文書しか引き継いでいないとのことであった。

保管期間が満了したため廃棄したとも言われたが、○年○月に調査が終了し、まだ教職員の処分も決定されていない案件について保管期間が満了したというのはどういうことなのかと疑問に思っている。

また、本件処分1で開示された文書と同じ年度の文書を廃棄し、(その次の年度の文書も)それだけを引き継がれているのも、何か理由があるのか。

第5 実施機関の主張要旨

本件処分1の対象公文書となった「実施機関から請求人宛ての電子メールでの回答案」及び「運営事業者からの報告書」は、平成29年度の公文書であり、その保管期間は堺市文書規程（以下「規程」という。）32条2項の規定に基づき3年としていたことから既に廃棄されているが、現在の実施機関担当職員が引き継いだ資料として保有していたものである。不開示部分については、審査請求人以外の個人に関する情報や、放課後子ども支援業務遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、対象公文書の全部を開示するよう求める審査請求人の主張に応じることはできない。

また、審査請求人は、いじめ重大事態調査は〇年〇月に調査終了したことから本件公文書の保管期間が満了していないと主張しているが、本件処分2の対象となった実施機関担当職員と審査請求人とのやりとりについても、平成29年度のものとなり、規程32条2項の規定に基づいた運用を行っているため保有していない。

第6 審議会の判断

1 本件処分1の妥当性について

本件処分1で開示された文書は、「実施機関から請求人宛ての電子メールでの回答案」及び「運営事業者からの報告書」である。このうち、「実施機関から請求人宛ての電子メールでの回答案」には不開示部分がなく、審査請求人の主張もないため、当審議会では、「運営事業者からの報告書」のみ、審議の対象とする。

当審議会では、対象公文書を見分し、実施機関の処分の妥当性を検討した。その結果、当該不開示部分は、第三者のプライバシー等の正当な権利利益を害するおそれがある情報、または放課後子ども支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められた。

2 本件処分2の妥当性について

まず、本件処分2のうち、既に取り消され、本件処分3の対象となる部分は、全部開示されているため、判断の対象としない。

したがって、取り消されていない本件処分2の対象公文書（発見に至っていない2件のメール）について、実施機関が探索を行ったものの発見できず、保有していないと判断したことの妥当性を検討する。

審査請求人は、いじめ重大事態調査が〇年〇月に終了したことから、本件公文書の保管期間が満了していないと主張しているが、本件処分2の対象と

なったやりとりは平成２９年度のものであり、規程３２条２項に基づく運用により、既に廃棄して保有していないとする実施機関の主張に不合理な点はない。

なお、審査請求人は、○年○月にいじめ重大事態調査が終了し、まだ教職員の処分も決定されていない案件であり、保管期間が満了したことや一部文書のみが保有されている状況に疑問を呈しているが、当審議会は文書の保存や引継ぎに関する判断を行う立場にはない。

- ３ 以上の理由により、当審議会は「１ 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考) 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 2月10日	諮問書の受理
令和7年 2月26日	審 議
令和7年 3月25日	審 議
令和7年 4月23日	審 議
令和7年 5月28日	審 議
令和7年 6月25日	審 議
令和7年 7月30日	審 議
令和7年 8月25日	審 議
令和7年10月 1日	答 申

(参考) 堺市個人情報保護審議会委員

氏 名	所 属 等	備 考
岡本 大典	弁 護 士	会 長
中野 佳子	弁 護 士	会長職務代理者
白須 真理子	関西大学 法学部教授	
高野 恵亮	大阪公立大学大学院 都市経営研究科教授	
堀内 佐智夫	〔 堺商工会議所常議員 大阪ガス株式会社 南部・和歌山地区 統括支配人 〕	